

上尾市教育委員会訓令第 2 号

教 育 委 員 会 事 務 局  
市 立 教 育 機 関

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 1 5 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 1 項の規定が適用される職員が各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの（以下「他律的業務」という。）に従事する場合等」を「第 2 条第 1 項に規定する勤務時間以外の時間における業務（以下「通常の勤務時間以外の時間における業務」という。）に従事する場合」に改める。

第 2 条の見出しを「（通常の勤務時間以外の時間における業務に従事する場合の勤務時間等）」に改め、同条第 1 項中「他律的業務」を「通常の勤務時間以外の時間における業務」に改める。

別記様式を次のように改める。



附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。